

平成二十三年十月二十七日提出
質問第一二二号

いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する質問主意書

郵便料金の割引制度が悪用された事件で容疑者とされたものの、昨年九月、無罪判決を受けた厚生労働省の村木厚子元局長が、自身を取り調べた大阪地検元特捜部長らに対し、精神的苦痛を受けた等として約四一〇〇万円の支払いを求めていたことについて、本年十月十七日、東京地方裁判所において政府は、村木元局長の請求のうち、休職中の給与分等にあたる約三七七〇万円の賠償に応じることを表明している。右を踏まえ、質問する。

一 村木元局長の事件は冤罪であるか。政府、特に平岡秀夫法務大臣の見解如何。

二 村木元局長の事件が発生した原因は何にあり、このような冤罪事件を発生させた最終的な責任を負うのは誰か。

三 今回政府として、村木元局長の請求に一部応じた理由は何か。右は政府として、村木元局長の事件に対し、どのような点について責任があることを認めたことになるのか。詳細に説明されたい。

四 政府、特に平岡大臣として、今回村木元局長の賠償請求の一部に応じることをもって、村木元局長の事件は最終的に解決したとみなす考えでいるのか。

五 今回政府として、村木元局長の請求の一部に応じなかったのはなぜか。政府は、村木元局長が取調べで供述した内容等が報道機関にリークされたことで名誉を棄損されたことに対する慰謝料の請求には応じていないと承知するが、応じなかった理由は何か。

六 今回、村木元局長に対して支払われる慰謝料の原資は国民の税金であるか。確認を求める。

七 村木元局長への賠償が、国民の税金により行われるのは筋違いではないのか。あくまで二の責任を負う者が、賠償金を負担すべきではないのか。平岡大臣の見解如何。

右質問する。